平成 24 年 2 月 24 日

各　位

会 社 名　　日本和装ホールディングス株式会社
代表者名　　代表取締役社長　　吉田重久
（コード番号：２４９９）
問合せ先　　取締役管理本部長　　菅野泰弘
（ TEL. ０３－３２１６－００７０）

当社取締役及び従業員に対するストックオプション（新株予約権）の発行並びに自社株連動型報酬(ファントムストック)の付与に関するお知らせ

当社は、平成 24 年 2 月 24 日開催の取締役会において、下記の要領により、会社法第 236 条、第 238 条及び第 239 条の規定に基づき、当社取締役及び従業員に対してストックオプションの目的で新株予約権を無償で発行することの承認を求める決議を平成 24 年 3 月 23 日開催予定の当社第 26 期定時株主総会に付議すること、取締役に対するストックオプションについては、取締役に対する報酬として会社法第 361 条に定める事項も併せて定時株主総会に付議すること、自社株連動型報酬(ファントムストック)を当社取締役及び従業員に付与すること及び取締役に付与する分について、取締役に対する報酬として会社法第 361 条に定める事項を定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

Ⅰ．第７回ストックオプション(取締役及び従業員向け)

１．金銭の払込みを要しないで募集を行うことを必要とする理由

当社の取締役及び従業員の業績向上に対する意欲や士気を一層高めることを目的とし、当社の取締役及び従業員に対し、ストックオプションとして新株予約権を発行するものであります。

２．株主総会決議による委任に基づき募集事項の決定をすることができる募集新株予約権の数の上限

1,500個

３．新株予約権の払込金額

無償（本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しない。）

４．新株予約権の内容

(1)新株予約権の目的である株式の数

① 新株予約権１個当たりの新株予約権の目的である株式の数（以下「目的株式数」という。）は、当初１株とする。

② 新株予約権の目的である株式の総数は、当社普通株式 1,500 株とする。

③ 当社が株式無償割当、株式分割又は株式併合を行う場合、当社は次の算式により目的株式数を調整する。

調整後目的株式数＝ 調整前目的株式数× 無償割当、分割又は併合の比率

(2)新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

① 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該時点における目的株式数１株当たりの出資される財産の価額（以下「行使価額」という。）に目的株式数を乗じた金額とし、当初行使価額は、新株予約権の割当日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）において上場している金融商品取引市場の当社普通株式の普通取引の終値（以下「終値」という。）の平均値（上場している金融商品取引市場が複数の場合は、いずれか高い平均値）とし、計算の結果生じる１円未満の端数は切り上げる。ただし、割当日の前日の終値（取引が成立しない場合はそれに先立つ取引が成立した日の終値）を下回る場合は、当該日の終値（上場している金融商品取引市場が複数の場合は、いずれか高い終値）とする。

② 平成 24 年 12 月期の当社の営業損益の金額（以下「基準利益額」という。）により、かかる金額に関する決算発表を行うべきことを決定した取締役会の開催日翌日から、行使価額は以下のとおりとする。

- 基準利益額が 600 百万円以上の場合１円
- 基準利益額が 500 百万円以上 600 百万円未満の場合 10,000 円
- 基準利益額が 500 百万円未満の場合当初行使価額

③ 前①及び②の規定にかかわらず、本項(5)の規定により当社が新株予約権を取得する場合、行使価額は、割当日における終値とし、計算の結果生じる１円未満の端数は切り上げる。

④ 当社が株式無償割当、株式分割又は株式併合を行う場合、当社は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる１円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{無償割当、分割又は併合の比率}}$$

(3)新株予約権を行使することができる期間

平成25年2月15日から平成26年2月14日までの期間とする。

(4)新株予約権の行使の条件

① 新株予約権者は、新株予約権の割当後、当社の取締役、監査役又は従業員の地位を喪失した場合、当該喪失以降、新株予約権を行使することができない。

② 新株予約権者の相続人は、本新株予約権を行使することができない。
③ 新株予約権の譲渡、質入その他一切の処分は認めない。

(5)新株予約権の取得事由

新株予約権の行使期間中に、終値が割当日における終値（取引が成立しない場合はそれに先立つ取引が成立した日の終値）に 0.5 を乗じた価額以下となった場合、当社は当該取得事由が生じた日（以下「取得日」という。）において、新株予約権を取得し、新株予約権者が取得日に保有する新株予約権の行使価額に目的株式数を乗じた金額の全額を出資することを前提条件として、それと引換えに、新株予約権者が取得日に保有する新株予約権の個数に目的株式数を乗じた数の当社普通株式を交付する。この場合において、新株予約権者が取得日の翌日から１ヵ月後の日又は新株予約権の行使期間の末日のうちいずれか先に到来する日までに行使価額の全額を出資しないときは、当社は当該新株予約権者が保有する全ての新株予約権を無償で取得する。

(6)１株に満たない端数の処理

新株予約権者に交付する株式の数に１株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てる。

(7)新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第１項に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の額を資本金として計上し（計算の結果１円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、その余を資本準備金として計上する。

(8)新株予約権の取得

① 当社が消滅会社となる合併契約書の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約書の議案又は株式移転の議案が株主総会で承認されたときは、取締役会で別途定める日に、当社は新株予約権を無償で取得することができる。
② 新株予約権者が新株予約権の行使の条件に該当しなくなったときは、取締役会が別途定める日に、当社は新株予約権を無償で取得することができる。
③ その他の条件については、本株主総会及び取締役会決議に基づき、当社と対象取締役及び従業員との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

(9)新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡による取得については、取締役会の承認を要する。

(10)新株予約権証券の不発行

当社は、新株予約権に係る新株予約権証券を発行しない。

(11)組織再編行為時における新株予約権の取扱い

当社は、当社株主総会及び取締役会決議において定めるところに従い、当社を消滅会社とする合併、当社を分割会社とする吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転を行う場合において、それぞれ合併契約等の規定に従い、本新株予約権の新株予約権者に対して、それぞれ合併後存続する株式会社等の新株予約権を交付することができる。

(12)細目事項

新株予約権に関するその他の細目事項については、取締役会決議により決定する。

５．新株予約権の役員報酬に関する事項

(1) 当社の取締役の報酬額は、平成 18 年４月 23 日開催の臨時株主総会において、年額 300 百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まない。）とする旨ご承認いただき現在に至っておりますが、同金額の範囲内で、当社取締役のストックオプションによる報酬等として、上記第４項に記載の内容による新株予約権を交付することとし、各取締役に対する個別の金額については、各自の業績、業務成績、能力、貢献度合、勤続年数、功労割合等の要素を総合的に考慮したうえで当社取締役会において決定したいと存じます。

(2) 新株予約権の価額についてはブラック・ショールズ・モデルに基づき算出した本新株予約権の試算金額を基準として、適切に評価した価額とします。

(3) 対象となる取締役の人数は２名であります。

６．報酬としての相当性

取締役に付与する分については、取締役の役務の対価として、ストックオプションの目的で付与するものであり、当社取締役の業績向上に対する意欲や士気を一層高めることを目的とするものであることから、かかる新株予約権は、取締役への報酬内容として相当なものと考えております。

Ⅱ．自社株連動型報酬(ファントムストック)

１．付与理由

当社の取締役及び従業員の業績向上に対する意欲や士気を一層高めることを目的とし、当社の取締役及び従業員に対し、付与するものであります。

２．ファントムストックの要領

(1)権利付与対象者

当社の取締役及び従業員

(2)権利付与内容

上記(1)の対象者に対して、１名につき 30 株の仮想株式を付与（以下、仮想株式の付与を受けた者を「権利者」という。）し、下記(3)の算式に基づき、株価の上昇に応じた金額を特別賞与として支給する。

なお、当社が株式無償割当、株式分割又は株式併合を行う場合、当社は次の算式により仮想株式数を調整する。

調整後仮想株式数＝ 調整前仮想株式数× 無償割当、分割又は併合の比率

(3)支給額の算式

付与仮想株式数×株価上昇分（権利行使価額と行使日の前日の当社終値との差額）で算出される金額を支給する。ただし、1 名当たりの支給額の上限を 1 百万円とする。

(4)権利行使価額

① ファントムストックの行使に際して出資される財産の価額は、当該時点における仮想株式数１株当たりの出資される財産の価額（以下「行使価額」という。）に仮想株式数を乗じた金額とし、当初行使価額は、ファントムストックの付与日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）において上場している金融商品取引市場の当社普通株式の普通取引の終値（以下「終値」という。）の平均値（上場している金融商品取引市場が複数の場合は、いずれか高い平均値）とし、計算の結果生じる１円未満の端数は切り上げる。ただし、付与日の前日の終値（取引が成立しない場合はそれに先立つ取引が成立した日の終値）を下回る場合は、当該日の終値（上場している金融商品取引市場が複数の場合は、いずれか高い終値）とする。

② 当社が株式無償割当、株式分割又は株式併合を行う場合、当社は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる１円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{無償割当、分割又は併合の比率}}$$

(5)権利行使期間

平成25年2月27日から平成25年11月29日までの期間及び平成26年1月6日から平成26年11月28日までの期間とする。

(6)権利行使条件

① 権利者は、ファントムストックの割当後、当社の取締役、監査役又は従業員の地位を喪失した場合、当該喪失以降、ファントムストックを行使することができない。

② 権利者の相続人は、ファントムストックを行使することができない。

③　その他権利行使の条件は、本株主総会及び取締役会決議に基づき、当社が定めるところによる。

(7)権利の取得

①　当社が消滅会社となる合併契約書の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約書の議案又は株式移転の議案が株主総会で承認されたときは、取締役会で別途定める日に、当社は付与した仮想株式を無償で取得することができる。

②　権利者がファントムストックの行使の条件に該当しなくなったときは、取締役会が別途定める日に、当社は付与した仮想株式を無償で取得することができる。

③　その他の条件については、本株主総会及び取締役会決議に基づき、当社が定めるところによる。

(8)譲渡制限

ファントムストックの譲渡、質入その他一切の処分は認めない。

以上